

平成26年1月吉日

顧問先の皆様へ

税理士法人 上杉会計事務所

その取引は5%？ 8%？

## 消費税率改定に関する疑問解決セミナー ～ 経過措置を中心に～

本年4月より、いよいよ消費税率が8%に改定されます。特に今回、「経過措置」の存在が、税率適用の判断を難しくしています。

そこで、消費税率改定に関して、皆様よりお寄せいただいた疑問点を取りまとめ、解りやすく解説申し上げるセミナーを下記の通り行います。ぜひご参加下さい。

### 記

- 〈日 時〉 A日程 平成26年1月22日(水) 10:00～12:00  
建設業 及び 受注生産の製造業の皆様向け  
B日程 平成26年1月22日(水) 14:00～16:00  
その他の業種の皆様向け  
C日程 平成26年1月28日(火) 10:00～12:00  
建設業 及び 受注生産の製造業の皆様向け  
D日程 平成26年1月28日(火) 14:00～16:00  
その他の業種の皆様向け

〈講師〉 弊所所長 上杉 恵一

〈内容〉

- ① これだけは知っておきたい、消費税法 入門の入門
- ② 消費税率の「経過措置」に関する個別疑問点解説
- ③ 質疑応答

〈会場〉 税理士法人 上杉会計事務所 2階研修室

〈参加費〉 無 料

〈定員〉 30名 (応募多数の場合は先着順)

----- 切り取らずファックス下さい -----

### 参加申込書

税理士法人

上杉会計事務所 行

FAX 0748-62-9710 (※切:1月20日)

ご希望の日程に ○印をご記入下さい

A日程		B日程		C日程		D日程	
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

貴社名 \_\_\_\_\_

参加者ご芳名 \_\_\_\_\_